館山市広報

發行所　館山市役所
館山市北條1487番地
電話館山67.68.188番

市議会の動き

第四回市議會定例会は八月十日招集され次のような議事が行れた。

議長は八月十日午後二時開会を宣し諸般の報告をなし本定例会の会期につき全会にはかりこれを十日間と決定して第一日の会議を行つた。

第一日

一、昭和二十六年度七月例月檢査報告

一、専決處分の報告について

四月三日地方税法の改正により市税賦課徴收條例の部分的改正の必要となつたが、市税徴收に急施を要したので六月三日市長において専決處分し今会議の承認議案として提出されたのでこの條例の重要性に鑑み適切な意見があつて承認された。

一、固定資産評價員選任につき市議會の同意を求めるについて

地方税法第四百四條第四項の規定により本市の固定資産評價員として吉田市長を選任するに満場異議なく同意した。

一、民生委員推薦会委員委囑について

本市民生委員推薦會委員は任期満了し欠員中であつたので今回正木太四郎氏外十二名を委員とすることに議決された。

一、館山市公平委員會設置條例の制定について

地方公務員法第七條第三項の規定により市條例を以つて市公平委員會を設置することに議決された。

一、公平委員選任につき市議会の同意を求めるについて

前條例の制定により定員三名を古宮軍一郎、小原愈吉、大島良太郎の三氏を本市の公平委員とする事に満場一致議決された

一、工事請負契約について

船形小学校西校舎補强工事につき指名競爭入札を行つた結果四十九万六千円也で高橋俊夫が落札したのでこの契約のため議案で原案が議決された。

一、工事請負契約について

館山小學校第四号校舎屋根葺替その他修繕工事につき指名競爭入札を行つた結果五十六万円也で宇山歳治が落札しこの契約に對し原案通り議決された。

一、部課設置條例中改正について

一、館山市議會委員會條例中改正について

一、館山市職員定數條例中改正について

右三議案は市行政上重要なる議案であるので一括上程の上提案理由の説明をうけ特別委員會を設置しその審査を付議することに決定特別委員會の委員は十名としその委員は議長において指名推選しそのものをして委員とすることになり左記の通り決定した。

一、條例審査特別委員会委員氏名

小谷無遮、渡辺宥宏、石井潔、小滝作次郎、石井文治、望月譚作、大野清五郎、山口康、萩生田七郎、島貫壯作

以上を以つて第一日の議事を終り配付となつた残る十三議案の調査及び整理の都合上休會となつた

條例審査特別委員會は第一日の本會議散會後直ちに招集され、委員長の選擧を行い全員の推選により石井文治委員が委員長に決定され諸般の手續を経て本委員会に付議された三議案の審査方法等を檢討決定の上次会は八月十二日午前九時より再開することゝし散會した

八月十二日午前九時條例審査特別委員會が招集され終日に亘り極めて愼重に審議の上三議案とも原案を修正し本會議に報告することに決定した。

第二日

一、(イ)部課設置條例中改正について

一、(ロ)館山市議會委員會條例中改正について

一、(ハ)館山市職員定數條例中改正について

條例審査特別委員会委員長（石井文治）より右三議案の委員会における審査の經過及び結果につき報告あり討議の結果委員長報告通り原案修正議決となつた。

(イ)議案中「土木課」を「建設課」に修正。(ロ)議案中「土木課」を「建設課」に修正。(ハ)議案中吏員數「六十七人」を「六十三人」に計「百四十四人」を「百四十人」に修正半年以内において現在實員の一前を減員することの意見を附した。

一、館山市議會の議員及び委員等の報酬額、費用辨償額並びにその支給に關する條例中改正について

公平委員、農業委員の決定により報酬、費用辨償の額及び支給方法を規定する議案で原案通り議決された。

一、公益質屋事業費起債議決の變更について

本年五月十五日議決された百五十万円を百万円以内と改めるに原案理由を認め議決された。

一、館山市保育所設置條例制定について

市立純眞保育園を那古九八六番地に設置することに原案を議決された。

一、館山市立保育所使用條例制定について

保育所兒童の保育料一人一ヶ月金貳百円として毎月二十五日に徴收する等の方法規定で原案通り議決された。

一、土地並びに建物借受けについて

元純眞保育園經營主青木千代所有の土地六百三十四坪九十七、建物二棟八十坪を一ヶ月金一万円で借り受けしようとする議案で結局原案通り議決された。

一、保育所器具の購入について

元純眞保育園主青木千代所有の保育用器具一切を十万円で購入することに議決された。

一、館山市社会福祉事務所條例制定について

社會事業福祉法の規定により當市役所内に市社会福祉事務所を設置し市長の指揮監督のもとに本市の社會福祉事務を行う條例案で原案通り議決された。

一、館山市税滞納整理出張旅費支給條例制定について

當分の間予算の範囲内で市税滞納整理のため市内に出張したものに徴收金額に對してその千分の十以内、整理件數一件につき一円以内の旅費を支給する條例案で原案通り議決された。

一、都市計画防火貯水槽設置について

都市計畫事業による防火貯水槽を沼地区（有蓋鉄コンクリート、容量四七、〇五立米）長須賀地区（有蓋鐵筋コンクリート容量四七、〇五立米）川崎地區（無蓋鉄筋コンクリート容量四八、七五立米）宿地區（仝　容量四八、七五立米）堂の下地區（有蓋鐵筋コンクリート容量四七、〇五立米）の五ケ所に設置することに議決された。

一、館山市特別會計設定について

一、昭和二十六年度館山市特別會計公益質屋歳入歳出予算議決について

一、昭和二十六年度館山市歳入歳出追加更正予算議決について

右三議案を一括上程の上各議案共提案理由の説明を受け内容審査の必要上休会することゝなり次回は八月二十日と決定散會した。

なお本定例会初日に決定された会期十日間は十九日により満了するので会期一日を延長することに決定された。

觀光委員会招集

八月十七日午前十時より觀光委員会が招集され市觀光事務につき調査檢討を行い今後四季を通じての近隣名所等を含んだ觀光館山として一層努力すべきこと。夏季における觀光の事業施設を反省し向後の資とする關係者の会を催すこと等を決定した。

第三日

一、館山市特別会計設定について

一、昭和二十六年度館山市特別会計公益質屋歳入歳出予算議決について

社會施策事業の特別会計予算につき予算編成形態及びその費目等につき極めて活潑なる質問又は意見の提出があつて結局今後運營に當り充分研究することゝなつて原案が議決された。

一、昭和二十六年度館山市歳入追加更正予算議決について

追加更正予算總額六万一千八百三十六円の減額予算でその大要は土木費の防火貯水槽五ヶ所を市直營工事として原材料費百六万二千九百九十八円、職工人夫賃金で三十四万六千五百八十一円。農業委員会費の五十一万六千百二十四円。兒童福祉費四十二万二千六百二十円。特別會計に繰出金の五十万円等が追加で。消防費貯水池費四十四万円、特別會計設定により公益質屋事業費の二百一万二千六百二円、農地委員會費の三十四万四千三百七十三円、農業調整委員會費三十七万四千三百八十二円等が更正減額のもので結局六万一千八百三十六円の減額となり原案通り議決された。

以上が八月十日招集された八月定例議會の議事の概要であつて会期十一日間の議事において會議時間の延長をなし愼重審議日程全部を議了して第四回定例会が閉會された。

「としよりの日について」

我が國は昔から孝道が非常に尊ばれた國でありまた長老を敬うことを極めて重んじてきた國である。戰後日本の一切は民主々義を土台として新しく作り上げられて行かねばならぬことになつているが、その民主々義は個人の尊重を重視しているのであつて、このため人々は自分は自分でやつて行かなければならないという責任感を植えつけられたと同時に、一部ではその考え方を誤つて、自分の事だけすれば良いのだ、他の人はたとえ自分の肉親であつても面倒を見てやる必要はない、それが自由主義であり民主々義だと思い込む傾向も生じている。

このため働けない者、特に年をとつて働くことの出來なくなつた老人に對する氣持までが以前とは非常に違つてきて老人を尊重し敬うという氣持は薄らぎ、長い間の貴重な經驗から出た老人の言葉も、古くさいと言う一言のもとに全然耳をかそうともしなくなつた。更にひどいのは法律が許すからといつて嫁から離縁状をつきつけられてその日から食うに困つてしまう姑もあるし、子供から見捨てられてしまつて途方に暮れる老父もある。

この樣に働けない身体でありながら扶養してくれる者からは追い出され、或は家族と同居することが出來なくて路頭に迷い長い間生きぬいて來た人生の最後のひとゝきを安樂にくらすことも出來ずに悲しみと苦しみのうちに世を去つて行く老人が決して少くないのである。

かくて本行事實施に對しては毎年九月十五日を「としよりの日」として定め中央に於ても、地方に於ても種々の行事を實施することになつているが、本市といたしましても特に本年に限り各小学校に於て秋季運動會開催の際、この行事の一端をも實施して敬老思想を換起することになつているから市民各位の絶大なる御協力を願いたい。

市役所の機構が變りました

八月二十二日から市役所の機構が次のように變りました。

―新らしい市役所の機構―

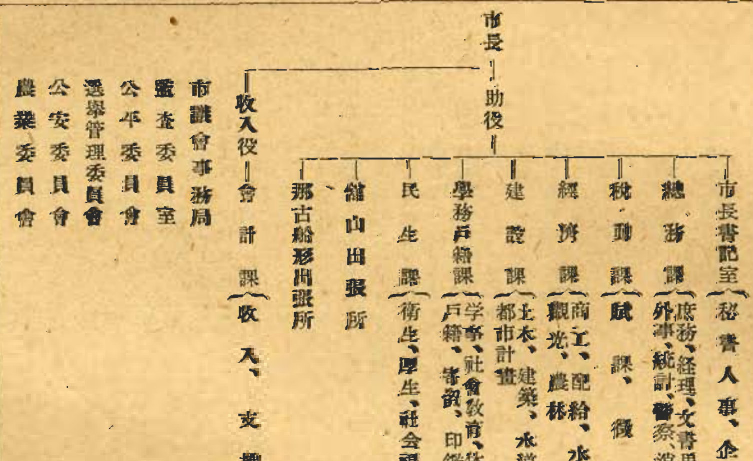
市長
助役
市長書記室（秘書、人事、企畫）
總務課（庶務、経理、文書用度、外事、統計、警察、消防）
税務課（賦課、徴收）
經濟課（商工、配給、水産、觀光、農林）
建設課（土木、建築、水道、都市計畫）
學務戸籍課（学事、社會教育、体育、戸籍、寄留、印鑑）
民生課（衛生、厚生、社会福祉）
館山出張所
那古船形出張所
收入役
會計課（收入、支拂）
市議會事務局
監査委員室
公平委員會
選擧管理委員會
公安委員會
農業委員會

人事

事務吏員　吉田耕一
市長書記室勤務を命ずる

事務吏員　宍戸　貴
總務課長を命ずる

事務吏員　伊東常三郎
税務課長を命ずる

事務吏員　黒瀬芳雄
經済課長を命ずる

技術吏員　宇野秀男
建設課長を命ずる

事務吏員　飯田　忠
民生課長を命ずる

事務吏員　堀越仲二
願により本職を免ずる

以上八月二十二日附

生活保護狀況

七月中に於ける生活保護法に依る保護の實施狀況は左のとおりであります。

記

一、生活扶助	一、〇六六人	五九二世帯	四八三、六七〇円
一、教育扶助	四五七人	二三三世帯	一三八、一五〇円
一、住宅扶助	一、〇八六人	五九二世帯	五五、二一〇円
一、醫療扶助	一九一人	一〇三世帯	四四七、三〇三円

被保護者全國一齊調査が行われます

生活保護法による被保護者全國一齊調査はすでに四回にわたつて行われているが、去る八月一日現在で第五回の調査が行われた。

こんどの調査は從來と異つて全國的、画一的な調査ではなく、各都道府縣に於ける保護實施上の事項も加味した個別的調査とするもので、各都道府縣獨自の責任で企畫實施することになつている。

商業調査の實施について

十月一日現在で商業調査が行われます。この調査は明年通産省が全國一齊に實施する試驗的な調査で千葉縣九市のうち佐原市を除く八市が指定されたのです。度々の調査で御迷惑とは存じますが現在の變轉きわまりない經濟情勢に對處して重要施策の立案には統計資料によらねばならないことは申すまでもありませんがその資料を求めるための試驗調査でありますから皆様の御理解ある御協力によつて正確な資料を提供して下さるようお願い致します。

戰爭犠牲者慰靈大祭執行

過般設立された館山市社會福祉協議會並びに館山市佛教會共催に依る戰爭犠牲者慰靈大祭は秋彼岸の九月二十三日を卜して約九百有余の靈靈を招いて実施する事となりました。遺族の方達には市遺族會の手を經て近く案内狀が發せられる事になつて居りますが万一通知洩れの方は直接長須賀赤十字厚生園内の福祉協議會事務所迄御申出で下さい。占領下最後の慰靈祭として最も意義あらしむべく目下着々準備が進められて居ります。

赤い羽根の募金迫る

今年も亦十月一日より一ヶ月間全國一齊に赤い羽根共同募金運動が開始される事になりました。不幸な人達を惠むその心はやがては平和日本の建設となる事でありましよう。昨年は市民各位の絶大なる御協力に依り優秀なる成績を收め得ましたが本年も亦その心を一段と深くせられまして当市目標額を完遂出來ます樣御願い申上げます。尚昨年度實績額四十九万円中援護者に對する年末見舞金市内保育所四ヶ所、地元交付金等を合せますと館山市に還元された金額は約三十万円近くに上つて居ります。地域社会のために縣民の一人として温い心の思いやりをお互に赤い羽根に託しましよう。

お読みになつたらお隣へ

廻覧順	1	2	3	4	5

秋の傳染病予防と秋期大掃除について

ラジオや新聞で御存知のように赤痢は依然としておとろえず館山市に於ても八月下旬より九月上旬にかけては續出の現状を示しております。發生狀態は昭和二十五年一年間と本年九月十日現在までとを比較いたしますと本年の方が多くなつております。

昭和二十五年一月から十二月まで
赤痢　九
疫痢　一二内死亡四
日本腦炎　三内死亡三
猩紅熱　一
計　二五名

昭和二十六年一月から九月十日現在
赤痢　一五　内死亡一
疫痢　九　内死亡三
猩紅熱　二
計　二六名

この恐しい傳染病を防ぐには家庭の環境即ち台所や家の周圍を明るく清潔にすることです。秋晴れのすが〳〵しい日を利用して秋の大掃除を實施して下さい。秋季清潔法實施は十月までになつております。家の大掃除は自分自身のためです。病人のない明るい家、傳染病予防に御協力願います

結核予防法について

結核が發病すると生活がおびやかされ、人に嫌われ自分自身も悲感してしまうのが結核病でありますがこの恐しい結核病が世界で一番多いのが日本であります。

皆様は恐しい結核病に予防注射BCGがあることを御存じですか。恐しい病氣を予防し撲滅するために本年四月一日から施行實施された法律が結核予防法であります赤ちやんから滿三十才までの者及び工場、会社、事業所、学校（幼稚園）等に勤務する者は年令には制限なく結核予防法では結核予防のための健康診断及予防注射を必ず受けねばならない事にきめられており又發病した人には十月一日から國で半分醫療費を補助して治療させる事になつております

館山市では九月二十日まで幼稚園小中学校兒童生徒の結核予防注射を實施し九月二十日以降は赤ちやんから一般の方に實施する予定です。詳細は掲示板でお知らせ致しますから自分のために進んで注射を受けられるようお願い致します。

尚十月には千葉縣衛生部のレントゲン車が撮影に參ります。

新入学兒童の保護者の方へ

來年四月一年生に新しく入學されるお子様達は—今から一年生に入る學校の事をきつとお父さん、お母さんと樂しくお話していらつしやる事でしよう。その方達の御家庭でもお米の配給はとつていても寄留届を出していない方はないでしようか。館山市が本籍地でない方で寄留届が出ていないと入學の手續きが出來ませんから館山市内に住んでいてまだ寄留届の出していない方は至急學務戸籍課へお届け下さい。

來年一年生に入学される方は昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までに生れたお子様です。

交通規則を守りましよう

皆さん御承知の通り一昨年十一月一日から道路交通取締法の一部が改正されて對面通行が實施されるようになりましたが永い習慣であつた左側通行が右側通行に改められたのでこれが又習慣づけられるには相当長期の年月を要するものと考えられます試みに街頭の状況を御覧下さい。この新法令に從つて道路を通行しているのは学生々徒を除いて約半分位しか見受けられません。交通事故防止は先ず法令を確實に守ることが重要々件であります。

對面交通が實施されてから皆さん方が疑問に思つて居られることや御注意を二、三申し上げて市民の皆さん方の御協力を御願い致したいと思います。交通規則上步行者の定義がない爲疑問もありますがこのような場合

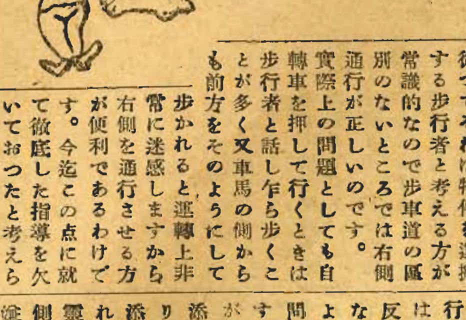

先づ第一に自轉車の運轉者がそれを押して歩くときは道路の何れの側を歩くかと云う問題でありは自轉車としての機能を果していないわけでありますから單なる長大な物件であるに過ぎません、從つてそれは物件を運搬する步行者と考える方が常識的なので步車道の區別のないところでは右側通行が正しいのです。實際上の問題としても自轉車を押して行くときは步行者と話し乍ら步くことが多く又車馬の側からも前方をそのようにして步かれると運轉上非常に迷惑しますから右側を通行させる方が便利であるわけです。今迄この点に就て徹底した指導を欠いておつたと考えられ係として申譯なく思つて居ります。今後はこの方式に依て御通行下さるようお願い致します

第二は、行例行進の場合その中に自動車などを含む場合はどうするかという問題であります。デモ行進の場合の救急車などは結局その行進と離れて反對側を通行することになるのです。これは先ずよいとして葬例の場合に問題が生ずるのであります。靈柩自動車ならよいが手曳きの靈柩車には附添人がつくのが普通であり、而も宗教的意味で附添人がその靈柩車から離れて歩くことは（つまり靈柩車は左側、葬例は右側）甚だ實際に添わない嫌いがありますが、このような場合は少數の近親者達が靈柩車を押したり曳いたりする爲道路の左側を通行するようにして戴きたい。

第三には、マラソン選手の場合です。マラソン選手は車道を走るか或いは道路の右側を走るか、左側を走るかという問題であります、對面交通という原則からいつて右側が正しいように思われますが、現代交通がスピード本位になりつゝある傾向からすればマラソン選手をただ慢然と歩行する人と同一に取扱うのは彼らがやはりスピードを生命としていると云う意味で適切を欠くと思われ、これを單なる歩行者と見ないのが一般の常識であります。ですからこれは車馬なみに考えて道路の左側を通行することが實情に即して居るといえるのです。最後に御注意として歩行者が前方から或いは後方からの車馬を避けるときは必ず右によけるようにして下さい。以上の点について一日も早く習慣づけて交通事故が皆無になるよう心がけて頂たいと思います。

（市署交通係）

農家のしおり

もう早い所では、わせ稻を刈入してゐます。皆さんの稻は如何ですか今年も大過なくウンカも早期に防除が出來て、みのりの秋を向え黄金の穗が波打つてゐます。さあこの次は裏作の番です。御準備はお済みですか。今月は裏作のことについて書きましよう。

◇蠶豆の作り方

▽有利なわけ

蠶豆は早期に東京市場へ出荷されますので割合に値も高くしかも量も多いので農家の台所を潤すには半年後に成果が上る点、又からは肥料になる等農家には絶体に有利な作物です。

▽有利な品種

八分……龜ケ原でほゞ固定したもので大粒大爽で豐産、四月下旬より早出しに供される。

一寸……大阪府河内が原産、晩生であるが市場性の高いものである。しかし値巾の變動が大きい五月五日頃から出荷される。

▽栽培法

移植法がよいようである

蒔付時期……十月五日—十月十五日までが適期、自家の勞力を考へ二日位宛ずらして數回蒔くとよい

催芽床……固い土の上へ約二寸厚さの砂土を敷きこの上へ蒔く、八分ならバラ蒔き、一寸ではオハグロを斜め下に向け四部を上にして植える。覆土は豆が見えない程度、尚乾燥せぬ程度に灌水する。この場合肥料を含む裏土は用いてはいけない從つて肥料も使わなくても良い。

定植……時期は蒔付後十日前後本葉三—五枚までに定植する。

畦立は稻株三—四株に畦一本を作るこの畦に植穴を作るが八分では一尺内外一寸は二尺内外の株間とし先づ丸太棒で叩いて穴を作り、その中へ早い頃なら一本立遲れるに從つて二—三本立として苗を立て根元へ土を少し入れ苗を押へてから堆肥をかぶせる。八分で一つかみ位一寸で二つかみ位の要領

▽肥料……肥料は八分では基肥のみ、一寸は一—二回追肥する。

肥料成分は
窒素質　二・五〆
燐酸質　三—三・五〆
加里質　三〆
位は欲しい

蠶豆の肥料はこの殆どを堆肥に含ませるのが秘決である

先づ九月上旬堆肥切返しのとき過燐酸を主とした肥料を混じてねかせておく。混ぜる量は龜ケ原の一例では
堆肥　二〇〇貫
過石　一〇—一五貫
硫安　三—五貫位
これに加里四貫位が欲しい

この際魚粕や鷄糞を混ぜるのは良い。

一寸の追肥は寒明け頃過燐酸、硫安、加里を五、三、二位の割合で一〇—一五貫位株間に施す。

加里の代りに草ワラ灰一〇—二〇貫施すとよい。

▽管理……除蘖は必要で一株七本位を殘し他は拔取る。必ず根元え土をかぶせる。摘心は作柄をみて行う。時期は四—五段開花の頃六—七段で摘心する。

▽病害防除……大部分の病氣はボルドウで防げるので三月中旬より收穫まで三—五回行う。方法は八分…三—四斗式等量　一寸…五—六斗式石灰倍量のボルドウ液を必ず葉のウラから掛けること。

▽出荷……最後の仕上は出荷である。市場操作の如何により收入の變動がはげしいから必ず共同選果で出荷するように、共同出荷体勢を組織し統制ある行動をとる事が大切である。これが蠶豆栽培の核心である。

▽採種……母本選定を行うことが必要である。さもないと自然退化し市場性を失う。方法は苗のうちから青莖の葉の廣いものを選別して置く、赤やけ紫がかつた莖のものは除外する。やがて開花期になつてそれらの内から白花のみを選定しさや付の良い大粒種をタネとして採るのであそ蠶豆栽城の盛んな地区は必ずこの方法を實行し成果を擧げている。

◇ナタネの作り方

すでに苗床で順調に發育して居られる皆さんのナタネはこれも裏作として無くてはならない有利なものゝ一つです。又畑のヤナ廻りに配してよく今年も出來る丈増反して下さい。

▽苗床……假植するまでに一寸角に一本位に間引して下さい。

▽假植……本葉三枚頃、根を痛めぬよう假植畑え八寸巾に一本の割で假植する。肥料は下肥を一—二回かけて發育を圖る。

▽定植……十一月行う。蠶豆に遲れた裏作の利用法としてよい。畦立は蠶豆に準じ株間は一・五尺内外とする。反当千本—三千本。

▽肥料……チッソ重点に置くこと。

施肥量は
堆肥　三〇〇貫
硫安　一〇貫
過石　五貫
加里　二貫
位は施したい。

基肥は定植のとき植穴の中へ施す追肥は二—三回、止肥は開花初期とする。

▽管理……除草は必ず行う。中耕をかねて冬期中二—三回、土寄は三月中下旬下枝基部が埋れる程度土を入れる。早期抽苔前は行わない。摘心は枝が多くなるが結實しないものが増えるので行う場合は止肥を充分に施す必要がある。

▽收穫……この地方では從來反当一石五斗位であるが以上の管理よろしきを得れば二石は確實にとれる。

◇麦作の準備

今年こそ病氣のない様に消毒した丈夫な種子を今より準備しましよう。

1、塩水選……先づ唐箕選で充實した種子をえらび更に病氣のある種子を除外する目的で出來るなら部落共同で實施されたい

大麦……水一斗に塩一貫二〇〇匁　卵が縦にうかび約五分位露出する程度（ボーメ一七度）

小麦……水一斗に塩二貫位　卵が若干横に浮び約八分位ダ円形に露出する程度（ボーメ二一度）

2、ウスプルン消毒……斑葉病條斑病や裸黒穗病以外の黒穗病を防ぐ水一斗に本劑五匁[illegible]麥は三十分、小麥は一時間日陰で漬てから陰干にする。

3、風呂湯……入浴後の風呂（四六度）湯に八時間入れて翌朝出して蒔くか芽出をする或は陰干とする。この浸す時は風呂の火を完全に取去つてふたを一寸位あけて置くことこれにより黒穗病は完全に防げます。以上必ず實行して下さい

統計だより

家畜家禽飼養頭羽数及飼養者数

昭和二十六年五月一日現在

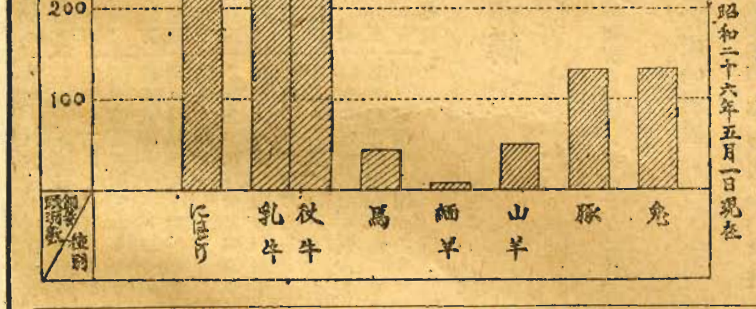

「恐しい……牛の流感」

今年も恐れて居た牛の流感が又々襲つて來ました。もし皆さんの牛が突然体温が昇り水か膿のやうな鼻汁を流したり、眼が赤く涙を流し、呼吸か早くなるとか、脈が弱く早くなつたり方々の關節が痛むような場合は直に市役所又家畜保健衛生所（畜産会館）へ御連絡下さい。直に獣醫が來て適切な處置を講じます。

尚一番効果のあるのは皆さんの手厚い看護です。それには、安靜にし清潔、乾燥、換氣に注意し隙間風を防ぐこと、消化し易い飼料をひかえ目にし、熱のある間は毛布等を着せること、多量の敷ワラを敷きよく獣醫の指示に從い、他の牛にうつさぬよう注意すること。

森林施業計画案が決まりました

法律によつて本市の施業案がこの程決まつたので關係者は市役所経濟課迄縦覽に來て下さい。もし異議のあるときは十月十六日迄に申立をしてよい事になつて居ります。

表彰者

館山市吏員　角田壽三郎

右の者は昭和二十五年國勢調査の成績が優秀で内閣總理大臣から表彰されました。